

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目 次

◇告 示

年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正（職員厚生課）
土地改良事業の認可（農村整備課）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
都市計画事業の認可（二件）（〃）
都市計画法第六十六条による告示（〃）

告 示

鳥取県告示第七百五十四号

平成二年十二月鳥取県告示第九百八十四号（年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

平成三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 年 齢 階 層 | 補償基礎額の最低限度額 | 補償基礎額の最高限度額 |
|-------------|-------------|-------------|
| 二十歳未満 | 三、九六〇円 | 一一、六八八円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 四、四〇八円 | 一一、六八八円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 五、二三五円 | 一一、九二〇円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 五、八二九円 | 一四、七三二円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、二六七円 | 一六、八六三円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 六、五九八円 | 一八、七〇六円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 六、五三〇円 | 二〇、八九六円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 五、九一六円 | 二一、九八四円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 四、八八七円 | 二〇、〇六三円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 三、九六〇円 | 一七、四六六円 |
| 六十五歳以上 | 三、九六〇円 | 一一、六八八円 |

附 則

1 この告示は、平成三年十月二十五日から施行する。

2 改正後の規定は、平成三年十月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第七百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、那家町が行う土地改良事業（新農村地域定住促進対策事業覚王寺地区区画整理）を平成三年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年九月三十日 鳥取県指令受米土維第五百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市北区稚児宮二丁目

ユウキ実業株式会社

代表取締役 春田喜久子

鳥取県告示第七百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画法事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画法事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・十号皆生温泉環状線

三 事業施行期間

平成三年十月二十五日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市東福原字沖林ノ一、字沖林ノ二、字沖林ノ五、

字沖林ノ六、字沖林ノ七及び字沖林ノ八地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画法事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画法事業の種類及び名称

米子境港都市計画法道路事業 三・四・二十号車尾目久美町線

三 事業施行期間

平成三年十月二十五日から平成十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 米子市観音寺、長砂町、陽田町及び道笑町四丁目地内

2 使用の部分 米子市観音寺及び長砂町地内

鳥取県告示第七百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画法事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画法事業の種類及び名称

米子境港都市計画法道路事業 三・三・七号米子駅境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 境港市浜ノ町地内

2 使用の部分 なし